

南幌町特別職報酬等審議会議事録

1 開催日時

令和7年2月19日（水） 午前9時55分から午前10時50分

2 開催場所

南幌町役場3階 各種委員会室

3 出席者

委員： 林 裕司（南幌町農業協同組合代表理事組合長）、上原正希（星槎道都大学教授）、岡 眞一（南幌町元議員会 会長）、永原隆夫（南幌町区長会会長）
本間秀正（南幌町社会福祉協議会会長）、和田 修（南幌町商工会会長）
事務局：笠原大介（総務課長）、時田 厚（総務課長補佐）、松田知大（総務係長）
加藤知世（総務係主任）

4 議 事

（1）答申案について

5 会議資料

- （1）南幌町特別職報酬等審議会次第
- （2）追加資料 常勤特別職の年収について

議事内容

総務課長	おはようございます。本日は公私ともご多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻より若干早いですが、皆様お揃いでございますので、ただいまから第4回南幌町特別職報酬等審議会を開会させていただきます。開会にあたりまして、林会長より挨拶をよろしくお願いします。
会長	皆様方にはお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、答申案について進めていきたいと思いますので、慎重審議につきまして、よろしくお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

総務課長	ありがとうございました。それでは以降の議事の進行につきましては、林会長の進行により、よろしくお願いします。
会長	それでは3番目の議事に移りたいと思いますけれども、まず初めに追加資料について、事務局からご説明をお願い致します。
事務局	それでは私から本日お配りさせていただきました、追加資料について説明をさせていただきます。着座にてご説明をさせていただきます。追加資料と書いた資料になります。第3回の会議で改定案について説明させていただいた際の資料の中で、理事者が支給を受ける住居手当と寒冷地手当が含まれておりませんでしたので、それを加えてものが本日の資料となります。これで全ての年収といったような形になります。それに追加して、町長と副町長については4年の任期、教育長は3年任期ごとに支給される退職手当をそれぞれ4年と3年で割り返し、1年分の金額をプラスした金額を、仮の年収とさせていただきました。前回の給与改定案での影響額としては、3人合計で171万1000円でしたが、本日の資料では、185万2000円と14万1000円の増額となっております。なお、改定後の令和7年の住居手当をご覧ください。こちら0となっております。これは理事者の協議の中で、来年度からは住居手当は支給しないということとなっておりますので、それを示してございます。以上で追加資料の説明は終わらせていただきます。
会長	ただ今説明が終わりましたが、皆さんから何かご質問、ご意見はありますでしょうか。
B 委員	追加資料以外のことでもよろしいでしょうか。
会長	よろしいです。
B 委員	前の資料で期末手当については平成26年度に本則が改正されて、その後7回ほど改正になっておりますが、7回も条例改正を行っている主な理由というのをお聞かせください。
事務局	今、B 委員さんからの質問については、7回全て人事院勧告に則った一般職の期末勤勉手当の支給率の改定に伴い、それを特別職の期末手当にもその支給率を反映するための改定となっております。以上です。

会長	B 委員、よろしいですか。
B 委員	今の説明では、人事院勧告の関係ということですね。他にあわせて質問したいのですが、前にも申し上げたように、いわゆる特別職の給与が人事院勧告に基づいたものを、やはり参考というか、基準にして引き上げられているように感じます。今回の期末手当の変更も、人事院勧告に基づいているとすれば、私は、自治省のいわゆる通達は、絶対的なものだとは、私は思いません。思いませんけれども自治省から通達があり、特別職の給料について、一般職員の人事院勧告と連動して行われているということを、同じように、特別職も連動しているのは、いかがなものかと。そのように判断をされてるいうふうに聞こえますけれども、その辺に対しての考え方等を伺いたいと思います。
総務課長	今、B 委員のご質問でございますが、この前の第 3 回の特別職報酬等審議会の中で、地方公務員の給与決定等についてというようなところでご説明をさせていただきました。基本的に一般職に適用される地方公務員法につきましては、特別職については及ぶものではございません。ただし、特別職の給与改定に関する国の通知の中で、勘案する諸事情の中に、一般職の給与改定の取り扱いも含めて総合的に勘案して、給与改定を行うというようなことが示されております。そういったことを踏まえまして、期末手当については、人事院勧告等を参考としながら、支給率の条例改正を行っているところではございますが、月給料に関しましては人事院勧告と連動して、いわゆるスライド方式により改定をしているわけではございません。平成 26 年度以降の理事者については据え置いていますし、月額報酬の非常勤特別職の皆さんについても、平成 14 年以来、据え置いている状況ですので、そのようなことも総合的に勘案して決定をしているというようなことでご理解をいただければと思います。以上です。
B 委員	今、ご説明がありましたけれども、総合的に判断をしたということなんですけれども今回の答申案が、常勤職員は 5.1%ということになっております。その 5.1%が過去 10 年間の改定率を足し算して、5.13%になって、5%という形になっていると思います。確かに、5.13%と 5%っていうのは 0.13%違うんですが、見方によっ

	ては、やはり即連動されてるというふうに私は感じておりまして、いわゆる自治省の通達による、そういった連動はいけませんよということと言われてますので、それに触れるのではないかと。私は先ほど言いましたように自治省の通達が絶対的なものだと思っていません。でも、基本的には連動はいけないと自分は思っているので、その通達との考え方に対して、果たしてどうなのかというふうに思うのでございますが、いかがでしょうか。
総務課長	今、B 委員さんおっしゃっているのが、昭和48年の12月のおそらく自治省通達だと思います。その通達の中には、各自治体の中において、一般職が人事院勧告に基づいて引き上げたと同時に特別職についても、それをスライドして引き上げ、引き下げしている自治体が見受けられるというようなところです。その内容については自動的に特別職の報酬等については、一般職と同じように自動的に引き上げることとなるような方式を採用することはよくないというような内容でございます。ですが、今回の答申案としましては、結果的には5%の引き上げというような形にはなっておりますけれども、その5%というのがその人事院勧告の仕上げ率も参考としつつ、あと近隣の町の状況ですとか、引き上げ後の状況を踏まえて、5%というようなご提案を申し上げたというようなことを鑑みると、その昭和48年12月10日の実証通達については、抵触はしないというふうに考えてございます。以上です。
B 委員	これは、その捉え方の問題でありまして、確かに答弁されましたように、そういった考え方もある。しかし一方で私は、どう考えても連動的に見えるという、ある意味では、見解の相違なんで、いくら議論してもこれは縮まらないと思いますので、今の質問については、了解という形にはなりませんけれども、これ以上の答弁を求めるということとはできないので、今の形ではやっぱり了解しないことを申し上げます。
会長	他の委員さんから何かご質問ご意見等ございますか。無いようですので、次の内容に進みます。答申案について、ご説明をお願いします。
事務局	はい。それでは事前にお配りしております答申案につきまして、概

要のみのご説明とさせていただきます、よろしくお願いいたします。

まず、答申の表紙の部分、1 報酬額等の改定についてということで、こちらについては、特別職の報酬等の額は、次の掲げる額に改定をすることが適当であるとして、理事者と非常勤特別職職員の改定前と改定後の金額を記載してございます。下段になります。改定実施時期については、令和7年4月1日ということとしてございます。次ページをめくりいただきまして、3の答申に当たっての考え方になります。

審議にあたっては、特別職の職務・職責を考慮しながら、これまでの報酬等改定経過や、その間における行財政改革等の内容、空知管内の町村および人口や産業構造が同規模の類似団体との比較、本町の財政状況などを踏まえ、総合的な観点から審議をいたしました。これは審議会において、その重責の重さや困難性から、それに見合った額とすることが望ましい。地方財政の状況も一定の改善がみられることから、報酬等額について引き上げすることという結論に達したとし、3回の審議会を振り返る内容とさせていただいてございます。次からは

(1)として、理事者の給与について、平成26年4月から適用され、管内町村と比較してもいずれも下位であり、また、類似団体と比較しても平均以下と他の団体との比較を記載してございます。この他、財政状況、行革の取り組み、一般職の人事院勧告との増加改定の状況も記載し、これらの状況を踏まえ、総合的に勘案した上で、5%程度の引き上げが妥当であるとの結論を得た、と記載しております。(2)といたしましては、非常勤特別職の報酬についてです。こちらは平成17年4月1日から適用されております。管内町村と比較するとほとんどの委員においても平均を下回っていること、近年本町においても、日常業務の多忙ですとか、定年延長等により、非常勤特別職職員の人材確保が難しくなっている状況、その職務と職責を考慮すると、優秀な人材を確保するため適正な報酬水準とすることが必要であることを確認しました。こうした状況から、非常勤特別職職員の報酬について、管内町村および類似団体との比較などを踏まえ、削減措置前の平成14年の水準に戻すことが妥当であると判断し、15%程度の引き上げするという結論に至ったとさせていただいております。その下

	です、4 その他といたしまして、審議会の中で、委員皆様からいただいたご意見を基に、付帯意見を記載しております。（１）特別職の報酬について、今後も社会情勢および空知管内町等の動向を見ながら考察する必要があるため、1 任期中に少なくとも1回は本審議会を開催することが望ましいと考えます。 （２）町長、副町長および教育長において、本町の持続的な発展を図るため、様々な施策を展開し、その成果が現れ始めていることについては評価しているところである。しかしながら、国全体における少子高齢化の急速な進行やインフラ整備、社会保障関係経費の増など社会情勢の変化による対応が求められていることから、今後においても、住民福祉の向上や、魅力あるまち作りの実現に向け、一層努力されることを切望し、答申といたします。という終わりにしてございます。以上が答申案の概要となりますが、こちらの文言について皆様方からご意見をいただきたく、よろしくお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。
会長	ただいま答申案の内容について、皆さんの方からご質問ご意見等あります。いかがですか。
B 委員	今、答申案について示されましたけれども、発言を録音されておりますので、間違えないようにということで文章にしたためて参りましたので、それを意見としてしております。何卒お許しをいただいて、発言したいと思いますがよろしいでしょうか。
会長	よろしくをお願いします。
B 委員	それで、時間もございますし多少、支離滅裂になるかもしれませんがけれどもご了承願いたいなと思っております。 私は、これまでの審議の中で提出されました資料等を参考にしながら、答申案に対して質問や意見を申し上げて参りました。その都度、説明をいただきましたが、残念ながら未だ相対的に疑問や理解ができない点がありますので、前回も申し上げましたが、答申案に対して、合意できる状況にはありません。委員各位には、答申案が妥当であるとのご意見が多数と受けとめておりますので、その方向で答申することには異議ありませんが、答申案が示されまして、今日の会議が最後

になると思いますので、また提出者からは、審議会の意見を求めるとありますので、この際、かいつまんで私の意見を申し上げたいと思っております。無論、見解の相違があるのは重々承知の上でございます。

最初に常勤特別職の件であります。提出された資料を私なりに解釈しますと本町の財政は安定と報告されていますが、将来推計は縮小傾向でありまして、近々の課題である、社会インフラの整備や高齢者福祉対策、産業振興、災害対策等、いちいち取り上げればきりがありますが、これらを住民ニーズに応える政策を推進するには莫大な財源が伴うことであり、決して財政にゆとりがあるとは思えません。また近年、商店街に寂しさを感じておりますが、最近の物価高騰もあり、町民の生活、個人事業者の経営状況は決して良いとは感じられません。一部の賃上げムードとは程遠い、ちまたでは、職域、個人を問わず、同様に厳しいとの声が多いと感じております。折しも、先日北海道新聞で、空知信用金庫がまとめた景気動向調査が記載されておりますが、いずれも悪化、来期はさらに悪化と報告されておりました。こうした報告も無視はできないと思っております。一方で、道内ほとんどの自治体では人口減少が続く中、様々な施策による本町人口の増加、遊戯施設はれっぱの開設による交流人口の増加は、地域経済の活性化にも繋がることでありまして、大変喜ばしいことでございます。さらには、道央圏道路の開通、工業団地の造成などあり、将来の発展を期待するところでございますが、これらは始まったばかりでございまして、今はもう少し様子を見るのが先決だと思っております。申し上げますまでもなく、審議会委員は広く民意を反映させる義務があります。私は委員の立場から、目線を住民に置き、広く、そして多角的に客観的に捉え、審議をすることを求められていると認識をしております。財政や各比較資料のみならず、先ほど申し上げた様々な立場にある町民や事業者の状況を踏まえた多様な意見をも貴重な情報として受け止め、精査しながら判断すべきであり、その内容を答申の説明文にも記載すべきものと思っております。したがって、私は、第3次行政改革実行プランが終了する、令和8年度まで、つまり次の計画ができ上がり、その具体的内容を考察しながら判断しても遅くはない

	と思っております。非常勤特別職の件は答申案に同意するとともに、答申の説明内容に意義はありません。次にこうした機会はそうそうありませんので、ご了承いただいて、加えて意見を申し上げたいと思います。今回の審議は、非常勤特別職と常勤特別職職と大きく2つに分け、見方によっては、ひとくくりに審議されているように感じます。特に町長が立候補し、公選により町民の信任を得て、その職に就いているのであります。その職は私が想像するのは、はるかに超える激務であり、責任と大きな権限があり、他の種の質は全く違うのであります。したがって、他の常勤職とは切り離して審議することではないかと思っております。また逆に他の常勤職についても、その職種に就くテーマやそれぞれの職務は町長と違った立場であり、それらを考慮して、町長とは、分けて審議する事でないかと思えます。つまり、給料などの上げ下げにおいて、機械的な連動は避けるべきであると考えます。同様に、非常勤特別職においても、この三つの職務内容は全く違うのでありまして、役職ごとその職務内容を確認しながら審議することであろうかと存じます。大変、長くなりましたが、ご賢察いただきたいと存じます。以上申し上げまして意見とします。ありがとうございました。
会長	只今、B 委員さんからの答申案についての色々これまでの、3 回、4 回の審議会での考えをまとめていただいたのかなというふうに思いますが、皆さんの方から何か他に全体を通して、何か考えなどはありますか。B 委員の今の文書の率直的な考え方といいますか、何かこれというものがあればと思いますが。
B 委員	発言した中で、集約されておりますので、これ以上のことはないんですけども、これをその答申案の説明文に、この中の一部でも、私は先ほど言ったように住民から我々が選ばれた立場からして、やはり今の答申案の内容では、住民の姿という内容は全く記載されてないので。ということは逆に言えば、見方によれば、何も一般住民の状況など説明しなくてもいいのではないかとというふうに捉える人もいるのではないかと、そんなところを懸念しております。
会長	全部が全部ということにはならないと思いますが、B 委員さんから

	提出された文書に対して、そういう意見もございますので、どこまでが答申案の内容として反映されるのかなということでは、職員の方も、いろいろと考えるところもあるのかなというふうに思いますけど、そういう委員さんの意見も反映した中で、できれば最終的な答申案に盛り込んでいただければ私もいいのかなあとと思いますけれども、他の委員さんはいかがでしょう。
D 委員	B 委員さんの思いもすごいわかるし、今、答申案を作るにあたって、非常勤特別職について、ちょっと自分の思いがあったのですが、本来会議の回数などで見てしまうとこのくらいの金額しか出てこないと思うのですが、やはり農業委員さんは、地域でも見えないところで相当な動きをしてるわけで、それを考えると、本当にこの金額で正しいのかなっていうことは、ちょっと思いがあります。ただ、これもさっき追加資料で出てましたとおり、また、付帯意見でもまた何回かやろうと書いてあるので、それも含めて、次回審議会の時でもいいですし、その辺の意見を取り入れていただければいいのかなあとと思います。
会長	他に皆さんからご意見はございませんか。
C 委員	先ほど B 委員の意見書ですね、私が今感じたのは、裏面の、次の計画ができ上がり、その具体的な内容を考察しながら判断しても遅くはない。ということは、今は時期尚早ではないかというふうに感じて書かれているのかなあとと思います。时期的には今かがいい時期なのか、もう少しこの令和 8 年度の計画が具体的になってからの方がいいんじゃないかというような話し合いはされてませんでしたので、これは事務局の方で、今の方がいいというふうに判断したと思うのですが、その辺の根拠をできれば教えていただきたいなと思います。
総務課長	今、C 委員委員からのご質問の中で時期の問題でございますけれども、この前の会議のときに若干ご説明を申し上げましたが、最初の思いとしては非常勤特別職の報酬について、長年ずっと据え置かれているので、そこを上げることができないだろうかということで事務局での議論が始まっております。他の自治体等においては既に報酬等審議会が設置されている町も結構あったので、それを審議するためには報酬等審議会を設置しなくてはならないというようなことから始まっ

	てございます。特別職といいますのは町の理事者、非常勤特別職の月額報酬の委員さん、それと議会議員さんもうらっしゃいます。 ただ議会議員さんにおかれましては、今、議会の方でも、全国全道的に報酬等のあり方について検討しておりますので、議会の方から次期の改選期までというようなこともお話もございましたので、今回議会議員については除いています。ですが今後、議会議員の改選期が令和9年4月でございますので、令和8年度には今度、議会議員の報酬についても、ご審議をいただかなければならないかなというふうに我々は考えてございます。ですのでその議会議員さんを除いた常勤特別職と非常勤特別職の方針について今年度ご審議をいただいたというのが経過でございます。以上です。
C 委員	はい。わかりました。
会長	私が発言をするのはどうかなあと思うのですが、今まで報酬等審議会というのが無かったということで、今回審議会を作ったのは、なぜなのかと。報酬を改定するといいますか、金額を上げる方向で審議会を開いてように見えるのです。だから先ほどの答申案についても、据え置いてもいいし、逆に下げてもいいし、やはり定期的に町財政も含めた中で、定期的にこの報酬等審議会を開催した方がいいというふうに前回話した経過があります。そういった中で3回、そして今日4回目ということで、皆さんとともにいろいろと議論した上でございますが、できれば今、事務局から提案されてきている内容を答申案として年収についても、数字が上がってきておりますけれども、この方向で、私は行きたいかなというふうに思っておりますけれども、皆さんの方から何かございませんか。よろしいですか。いろいろとご意見はあるかなというふうに思いますが。
総務課長	1点よろしいでしょうか。事務局の方から少し説明をさせていただきます。今お配りしています答申案ですが、先ほどB委員の方から配られた別紙のようなご意見、また、先ほどD委員の方から今後の改定の考え方というか、今後も定期的にとというようなお話については、付帯意見の中で定期的を開催をするというようなところで、それは解消できるかと思えます。またB委員さんがおっしゃっていたような意見

	もあったというような内容を、もし入れるのであればというようなことで、答申案の裏、2枚目です。3答申に当たっての考え方というようなところがあると思いますが、そこで前段、審議に当たってはから本町の財政状況などを踏まえて総合的な観点から慎重審議を行った。ここまでは審議の経過を載せてますので、次の段落の審議会においては、の後に、先ほどB委員さんがおっしゃったような何点かの意見があったというようなところを、答申案の中に組み込んで、その後は、ほぼ変わらず、その審議会においてはから、その職責の重さや困難性からの間に、そういったような意見があったという内容を加えるのも一つの方法かというふうに思っていますので、そんなに多くは入りませんが、何点かそのような意見があったところを、そこにに入れてみてはという考えもありますので、その件について、ご審議いただければと思います。
会長	ただいま事務局の方から答申案についてB委員さんやD委員さんがおっしゃっていただいた、いろいろな内容について、ピックアップをした中で、文章の中に入れるということで、皆さんよろしいですか。
委員	はい。
会長	今後のことも考えて、これからの審議会にもいろいろと影響がありますので、そういった面については、十分にお含みをいただき、答申にあたっての考え方ということは重要なと思いますので、その辺を含めて文章は入れていただきたいなとも思いますのでお願いいたします。
総務課長	それでは、先ほど私の方からご説明申し上げましたけれども、答申案の内容について、1ページ目は変わらず、2ページ目の中で2点3点ほどの意見というのを組み込んだ形の答申案とさせていただきたいと思っています。入れる文言については、審議会においては、の後に適正水準の考え方が難しい。あと、将来、町を発展させるという展望を考慮すべきである。それと先ほどB委員さんの方からお示しいただいた意見の第3次行財政改革実行プランが終了すること、これら3点ほどご意見がありましたが、最終的にはその職責の重さや困難性からというような形の文章として繋げたいと思っています。それでよろしけ

	れば、その通りに修正をさせていただきたいと思ってます。
会長	ただいま事務局からそういう３点の内容について答申案に載せるということでお話ございましたけれどもそういった内容で答申案を作成させていただいてよろしいですか。
委員	はい。
会長	ありがとうございます。全会一致ってということでそのように進めていただきます。他に皆さんの方からご意見がなければ議事が終わりましたので、４番目に入りますけれどもよろしいですか。事務局から何かございます。
B 委員	よろしいですか。今の内容を修正した文書はいつ示されるのでしょうか。
総務課長	少し時間をいただければ今から作成しますが、よろしいでしょうか。
会長	はい。それでは暫時休憩いたしたいというふうにしたいと思います。
事務局	答申案を修正・印刷
会長	それでは、事務局の方から答申案の修正が完了したようですので、説明をお願いします。
総務課長	それでは、修正箇所について、読み上げさせていただきます。答申案の２ページ目、裏面の朱書きの部分になります。審議会においては、「適正水準の判断が難しい」、「将来町を発展させるという展望を考慮すべきである」、「次期行財政改革実行計画の具体的な内容を考察しながら判断しても遅くはない」などの意見が出されたが、最終的には、その職責の重さや困難性からそれに見合った額とすることが望ましく、町財政の状況も一定の改善が見られることや、現在の社会情勢や他の自治体の状況など踏まえ、報酬等の額について引き上げることとするという結論に達した。というふうに修正をしたいと思います。以上です。
会長	今、修正後の答申案の内容が説明ございましたけれども、これについての皆様の方でご意見があれば伺いたしたいと思います。聞きやすくなりましたよね。こういった内容でよろしいですか。

委員	はい。
会長	それでは、その他に移らせていただきたいと思います。
事務局	報酬の振り込みについて説明
会長	これで、4回続いた審議会を終わらせていただきたいと思いますけれども、最後に何かございますか。
B 委員	自分が言っているように広く住民に知らせるというのはすごく大事だと思います。今では町の広報で対応をされておりますけれども、その中に、やはり町民が知りたいものは、常勤特別職は1年間でどれだけの手当があるのかということに関心があると思います。ですから、給付する全ての給料手当、それから、例えば退職金、それも計算によりますけれども、例えば1期4年やったらこれだけもらえて、1年で割り返すとこれだけですということで、総額を明示して、町民にはなるべくわかりやすく説明できるような方法、あるいはホームページ等に報告してもらいたいなというふうに思っております。
会長	ありがとうございました。他の委員さんから何かございますか。無いようですので、これで終わりたいという思いますけれども、よろしいですか。
委員	はい。
総務課長	委員の皆様方におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、4回にわたりましてご審議をいただきまして誠にありがとうございました。この後、林会長の方から町長に対して先ほど修正をいただきました答申につきまして、手交が行われる運びとなりますが、答申の内容を踏まえまして、条例改正などの対応を行って参りたいと考えてございます。改めまして、委員の皆様には、慎重審議いただきましたことに対しまして、重ねて感謝を申し上げますとともに、引き続き町政の推進にご協力をいただければというふうに考えてございます。それでは、以上をもちまして第4回南幌町特別職報酬等審議会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。